

## 埼玉県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び\_\_\_\_\_（以下「丙」という。）は、埼玉県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき被災地に派遣する埼玉県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生時に甲、乙及び丙が相互に協力し、チームを避難所等に派遣し、要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

### （チーム員の登録）

第2条 丙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者について、乙に届け出る。

2 乙は、前項の届出があった者のうち一定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第3条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙を通じて丙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 丙は、前項の依頼を受けた場合は、乙に対して速やかに派遣の可否を報告する。

3 乙は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、甲に報告する。

4 甲は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、乙を通じてチーム員及び丙に通知する。

5 甲は、前項の派遣計画に基づき、チームを避難所等に派遣する。

### （待機依頼）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当することが見込まれるときは、乙を通じて丙に対しチーム員の派遣待機を依頼する。

2 甲は、派遣の可能性がないと判断したときは、乙を通じて前項の派遣待機を依頼した丙に対し、待機の解除を通知する。

### （活動内容）

第5条 チームは、要綱第4条第2項に定める活動を行う。

2 チーム員は、丙の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

### （費用負担等）

第6条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、甲が費用を負担する。

2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。

3 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入

